

## ラオスにおける知的財産保護を巡る 動き

SPRUSON & FERGUSON (ASIA)  
PTE LTD

Daniel Collopy, Pricipal



Daniel CollopyはSpruson & Fergusonの弁理士であり、またシンガポール社会科学大学およびシンガポール知財アカデミーにて知財法の非常勤講師としても活躍している。Spruson & Fergusonは、アジア太平洋全域において知財全般にわたるサービスを提供する、同地域の第一線に立つ知財事務所であるとともに、特許、商標の各専門分野の弁理士や知財弁理士をはじめ400名を超えるチームと、アジア太平洋の各地域における洗練された知識と豊富な経験とを有する、希少な知財事務所の1つでもある。

ラオス経済は過去 10 年間で年率で約 8%の成長を続け、ラオスと周辺地域および世界との間の協力関係が新たな局面に入りつつある。ラオス政府の 2013 年の WTO 加盟と 2015 年の ASEAN 経済共同体 (AEC) の創設は、ビジネス・投資環境の改善を目的とした経済政策や規制の大幅な改革につながった。さらに、中国、ベトナム、タイなどの近隣諸国の急速な経済成長は、ラオスにおける貿易と投資の拡大の助けとなった。

ラオスの知的財産保護は依然として弱い、着実に改善している。ラオスは 1995 年に WIPO に加盟し、2011 年にラオス国民議会 (National Assembly: NA) は知的財産法の包括的な改正を可決した。科学技術省 (the Ministry of Science and Technology: MST) は現在、特許、著作権、商標について管理している。MST への知的財産に対する権限の統合は前向きな発展であり、MST は主要な知的財産権の登録にかなり効率的な制度を提供しているが、依然として執行能力を欠いている。ラオスは特許出願を受理しているが、MST には実体審査を行う特許審査官がない。肯定的な面としては、MST による決定が強化されたことにより、知的財産法に基づく地理的表示の保護が改善された。

知的財産に関する法律の改正が 2017 年に可決され (知的財産に関する法律第 38 号/NA、2017 年 11 月 15 日)、2018 年 6 月に施行された。新しい知的財

産法は、ラオス政府に貿易と投資を支援する手段を提供し、現代の市場経済の規則とメカニズムに従って競争する能力を提供することを目指している。主要な国際企業は、サバンナケットとビエンチャン近郊のラオス経済特区（Special Economic Zones: SEZs）に投資し始めている。投資家にはトヨタ、ニコン、エシロール（フランスの光学製品メーカー）、セレスティカ（カナダに本社のある多国籍 EMS 企業）が含まれる。

今回の知的財産法の改正は、ラオス経済を ASEAN の単一市場経済に移行させる努力の一環である。知的財産権は、経済開発、貿易、投資、およびイノベーションにつながる研究開発のためのツールとみなされている。さらに、地元のラオス当局は、知的財産法の改善が、VSI スチール製造（VSI Steel Products）やビールアオ（Beerlao）など、信頼できるラオスのブランドの構築に繋がり、これらの製品が外国市場に浸透することにより、ラオスの国際的なプレゼンスを高めることを目指している。

ラオス政府はまた、中小企業の発展を支援しようとしている。中小企業の発展は、国のより持続的な成長のための優先事項である。新知的財産法は、現状、天然資源（水力発電所、木材、鉱業など）に依存しすぎている経済のラオス政府による多様化計画の一部である。

今回の知的財産法の改正により、商標、特許、小特許、意匠および集積回路配置設計について、異議申立手続が確立された。商標および意匠の場合、異議申立期間は公開日から 60 日である。特許および小特許の場合、予備審査（方式審査）通過の通知の公表から 90 日である。異議申立の時期を逃さないようにするために、公開の遅延を防ぐウェブサイトでの公報公開システムが開発されている。

今回の知的財産法の改正は、商標の保護を、従来の単語、文字、数字、包装容器、および色の組合せから三次元画像やアニメーション画像への商標保護も含め

強化された。さらに、今回の改正では、ラオスでの植物新品種の保護の重要性を強化した。農業はラオス経済の大部分を占めているため、植物新品種保護国際同盟（the International Union for the Protection of New Varieties of Plant: UPOV）への参加の準備のため、ラオスの法律を UPOV の要件に合わせるよう植物品種保護を改定する知的財産法の改正により、植物品種保護を改善する多くの規制が制定された。

知的財産法の改正における追加された条項として、当局が対処しようとする特定の懸念事項（オンライン侵害）に焦点を当てながら、手続（行政救済、税関記録権など）の明確化を支援し提供している。例えば、知的財産に関する以前の法律では、税関職員に知的財産権執行力を暗示していただけであったが、今回の改正により、輸出および輸入される商品を検査するために職権で行動する権限と、商標および著作権を侵害する物品を押収する権限が、税関職員に付与された。

知的財産法の改正に加え、ラオス政府は国家革新戦略を策定している。ラオスの現在の科学技術戦略（2016-2025）は、イノベーション関連の問題を対象としており、テクノロジーおよびイノベーション行動計画（Technology and Innovation Action Plan）を含む 6 つの行動計画が含まれている。MST の知的財産局は技術革新の専門機関であり、持続可能な革新インフラストラクチャを開発する動きの中で、全国に技術革新支援センター（Technogoky Innovation Spport Centers : TISCs）を設立している（例えば、2019 年 10 月にビエンチャンで TISC により特許データベースの検索に関する全国トレーニング・ワークショップが開催された）。

特許保護に関しては、ラオスは ASEAN 特許審査協力（ASEAN Patent Examination Cooperation : ASPEC）に参加しているため、ラオスの特許保護を求める際の費用と時間の節約の手段として、他の ASEAN 特許庁で特許保護を申請することができる。同様に、2016 年以来、ラオスは科学技術省と日本特許庁との間の合意に基づき、特許の付与円滑化に関する協力（the Cooperation for

facilitating Patent Grant : CPG) の枠組みに参加している。この合意に基づき、日本特許庁で特許出願が審査され、付与されると、関連するラオス特許出願は、実体審査を行うことなく特許付与となる。

CPG の下で日本特許庁によって付与された特許権を所有するラオス特許出願の出願人は、MST の知的財産局 (Department of Intellectual Property: DIP) にラオス特許出願の特許性に関する迅速な決定を要求することができる。

CPG 適用の要件は、CPG が要求される DIP で出願された指定特許出願が、日本特許庁および DPI 特許出願 (ラオスの国内段階に移行された PCT 特許出願を含む) で出願された元の出願と同じ優先日または出願日を共有する必要があり、パリ条約優先権または PCT によってリンクされている必要がある。さらに、ラオスで審査を要求する DIP に出願された指定特許出願は、日本においてすでに有効な特許である必要があるため、DIP での係属中の請求項は日本特許庁によって付与された請求項と同じものでなければならない。

2019 年の初めに、中国国家知識産権局 (the China National Intellectual Property Administration : CNIPA) は、2018 年に締結された一帯一路経済圏構想 (the Belt and Road Initiative) の下での中国とラオス間の知的財産協力および中国と ASEAN の知的財産協力を促進する覚書の下で、中国の有効な特許を持つ出願人はラオス特許出願に関する迅速な決定を要求することができる、とした。

このように、ラオスの知的財産保護は、知的財産のすべての分野で改善されており、改善された知的財産登録手続と要件および国境税関権限の拡大を含む強化された執行能力を通じて、国内および国外の知的財産権所有者を保護し、ラオスにおける国内の革新と外国投資、および国境を越えた貿易を促進している。

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)

